

議案第1号

令和2年度松山市一般会計補正予算（第11号）

令和2年度松山市一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,573,699千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ262,321,979千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

令和3年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		65,092,000 千円	△ 777,000 千円	64,315,000 千円
	1 市民税	28,907,000	△ 777,000	28,130,000
16 国庫支出金		103,520,453	643,866	104,164,319
	2 国庫補助金	66,114,034	643,866	66,757,900
17 県支出金		15,975,637	84,091	16,059,728
	2 県補助金	3,819,577	84,091	3,903,668
18 財産収入		76,624	45,191	121,815
	1 財産運用収入	37,416	45,191	82,607
19 寄附金		300,000	185,571	485,571
	1 寄附金	300,000	185,571	485,571
20 繰入金		14,640,833	269,215	14,910,048
	1 基金繰入金	14,590,635	269,215	14,859,850
22 諸収入		6,607,506	164,265	6,771,771
	4 雑入	2,041,875	29,818	2,071,693
	5 公営事業貸付金元利収入	0	134,447	134,447
23 市債		14,909,000	2,958,500	17,867,500
	1 市債	14,909,000	2,958,500	17,867,500

歳 入 合 計	258,748,280	3,573,699	262,321,979
---------	-------------	-----------	-------------

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		15,635,048 千円	798,568 千円	16,433,616 千円
	1 総務管理費	12,060,500	758,720	12,819,220
	2 徴税費	1,912,686	39,848	1,952,534
3 民生費		152,855,459	6,438	152,861,897
	1 社会福祉費	93,527,842	6,438	93,534,280
4 衛生費		17,099,467	43,625	17,143,092
	1 保健衛生費	3,367,727	500	3,368,227
	2 保健所費	7,298,148	43,125	7,341,273
6 農林水産業費		2,617,881	5	2,617,886
	3 林業費	196,400	5	196,405
7 商工費		14,260,719	476,758	14,737,477
	1 商工費	13,023,177	331,144	13,354,321
	2 観光費	1,237,542	145,614	1,383,156
8 土木費		17,319,418	400,488	17,719,906
	2 道路橋梁費	2,586,241	152,000	2,738,241
	4 港湾費	445,594	92,480	538,074

款	項	補正前の額	補正額	計
	5 都市計画費	10,732,517 千円	155,304 千円	10,887,821 千円
	7 公園緑地費	675,506	704	676,210
10 教育費		13,976,195	1,847,817	15,824,012
	1 教育総務費	2,508,959	502,000	3,010,959
	2 小学校費	2,098,095	577,421	2,675,516
	3 中学校費	1,034,592	246,465	1,281,057
	5 社会教育費	2,343,658	4,000	2,347,658
	6 保健体育費	5,744,250	517,931	6,262,181
歳	出	合計		
		258,748,280	3,573,699	262,321,979

第2表 繰越明許費補正（松山市一般会計）

1 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	姫ヶ浜荘整備事業	10,000 千円
		文化振興事業	20,000
		総合コミュニティセンター建物改修事業	80,000
		避難対策推進事業	10,000
	3 戸籍住民基本台帳費	マイナンバーカード交付事務事業	310,000
3 民生費	1 社会福祉費	総合福祉センター管理事業	10,000
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業会計出資金	220,000
		簡易水道事業会計出資金	10,000
6 農林水産業費	1 農業費	豪雨災害被災農業者緊急支援事業	10,000
	2 農業土木費	土地改良事業	270,000
		団体営土地改良事業	20,000
	3 林業費	林道整備事業	60,000
	4 水産業費	漁港整備事業	80,000
7 商工費	1 商工費	商工振興事業	130,000
8 土木費	1 土木管理費	耐震改修等補助事業	110,000
	2 道路橋梁費	道路橋梁整備事業	1,230,000
	3 河川費	河川等整備事業	470,000
	5 都市計画費	地籍調査事業	70,000
		都市計画整備事業	70,000

款	項	事業名	金額
		都市開発支援事業	10,000 千円
		松山駅周辺整備事業	2,040,000
		街路整備事業	190,000
		公共下水道事業会計負担金	100,000
		都市公園整備事業	50,000
	6 住 宅 費	市営住宅建設事業	50,000
9 消 防 費	1 消 防 費	消防施設整備事業	240,000
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	学校教育活動継続支援事業	110,000
	2 小 学 校 費	小学校施設整備事業	910,000
	3 中 学 校 費	中学校施設整備事業	360,000
	4 幼 稚 園 費	幼稚園施設整備事業	50,000
	5 社 会 教 育 費	公民館施設整備事業	110,000
		遺跡発掘調査事業	10,000
	6 保 健 体 育 費	学校給食施設整備事業	10,000
		中央公園施設整備事業	520,000
12 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	農林土木災害復旧事業	980,000
		林道災害復旧事業	80,000
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	道路橋梁災害復旧事業	190,000
		河川等災害復旧事業	110,000
	4 観 光 施 設 災 害 復 旧 費	観光施設災害復旧事業	80,000

第3表 地方債補正（松山市一般会計）

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
減収補填債	千円 1,520,000	1 借入先 財務省, 地方公共団体 金融機構その他  2 借入方法 普通貸借又は証券発行の 方法による。  3 借入時期 令和2年度	年10% 以内  (ただし, 利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について, 利率の見直しを行った後においては, 当該見直し後の利率。)	1 償還期限 30年以内(内据置5年以内)  2 償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元利均等又は元金均等償還する。ただし必要に応じ繰上償還, 償還期限の短縮又は低利債に借換えすることができる。  3 財務省, 地方公共団体金融機構その他より借り入れる場合において前各号の償還の方法が借入先の融通条件に抵触するときは, その融通条件によることができる。
特別減収対策債	400,000	同上	同上	同上

## 2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路建設等事業	千円 410,000	1 借入先 財務省, 地方公共 団体金融機構その他  2 借入方法 普通貸借又は証券 発行の方法による。  3 借入時期 令和2年度。ただ し工事又は財政の都 合により起債額の全 部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入 れすることができる。	年10% 以内  (ただし, 利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等について, 利率の 見直しを 行った後 においては, 当該見直し 後の利率。)	1 償還期限 30年以内(内据置 5年以内)  2 償還額及び財源 一般財源及び事業 収入等により元利均等 又は元金均等償還する。 ただし必要に応じ繰上 償還, 償還期限の短縮 又は低利債に借換えす ることができる。  3 財務省, 地方公共団 体金融機構その他より 借り入れる場合において 前各号の償還の方法が 借入先の融通条件に抵 触するときは, その融通 条件によることができる。	千円 490,000	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
港湾等建設事業	90,000	同上	同上	同上	180,000	同上	同上	同上
都市計画事業	1,700,000	同上	同上	同上	1,730,000	同上	同上	同上
義務教育施設整備事業	740,000	同上	同上	同上	1,560,000	同上	同上	同上
体育施設整備事業	460,000	同上	同上	同上	690,000	同上	同上	同上



議案第2号

令和2年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

令和2年度松山市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ397,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,759,996千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市介護保険事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰越金		97,354 千円	397,135 千円	494,489 千円
	1 繰越金	97,354	397,135	494,489
9 財産収入		0	565	565
	1 財産運用収入	0	565	565
歳入合計		51,362,296	397,700	51,759,996

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
6 基金積立金		0 千円	397,700 千円	397,700 千円
	1 基金積立金	0	397,700	397,700
歳出合計		51,362,296	397,700	51,759,996

議案第 3 号

令和 2 年度松山市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度松山市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の追加は、「第 1 表繰越明許費補正」による。

令和 3 年 2 月 1 7 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 繰越明許費補正（松山市駐車場事業特別会計）

1 追加

款	項	事業名	金額
1 駐車場費	1 駐車場費	松山市役所前地下駐車場維持管理事業	20,000 千円

議案第 4 号

令和 2 年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度松山市道後温泉事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 3, 5 7 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 1 2 9, 7 2 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

令和 3 年 2 月 1 7 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市道後温泉事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		54,380 千円	△ 26,108 千円	28,272 千円
	1 負担金	54,380	△ 26,108	28,272
2 使用料及び手数料		579,888	△ 281,029	298,859
	1 使用料	579,888	△ 281,029	298,859
4 繰入金		226,632	138,215	364,847
	1 一般会計繰入金	103,032	138,215	241,247
5 繰越金		1,000	178,020	179,020
	1 繰越金	1,000	178,020	179,020
6 諸収入		46,000	△ 22,669	23,331
	1 雑入	46,000	△ 22,669	23,331
歳入合計		1,143,300	△ 13,571	1,129,729

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 温泉事業費		1,107,936 千円	△ 13,571 千円	1,094,365 千円
	1 温泉事業費	1,107,936	△ 13,571	1,094,365
歳出合計		1,143,300	△ 13,571	1,129,729

第2表 繰越明許費補正（松山市道後温泉事業特別会計）

1 追加

款	項	事業名	金額
1 温泉事業費	1 温泉事業費	源泉井戸及び分湯場施設等の改修事業	10,000 千円
		道後温泉本館保存修理事業	270,000





議案第 5 号

令和 2 年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 2 年度松山市卸売市場事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の追加は、「第 1 表繰越明許費補正」による。

令和 3 年 2 月 1 7 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 繰越明許費補正（松山市卸売市場事業特別会計）

1 追加

款	項	事業名	金額
1 卸売市場事業費	1 市場事業費	青果部市場施設整備事業	50,000 千円
		水産物部市場施設整備事業	60,000

議案第 6 号

令和 2 年度松山市鹿島観光事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度松山市鹿島観光事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 2 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 0 ; 5 7 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 2 月 1 7 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市鹿島観光事業特別会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		10,500 千円	△ 1,720 千円	8,780 千円
	1 使用料	10,500	△ 1,720	8,780
2 繰入金		20,200	1,399	21,599
	1 一般会計繰入金	20,200	1,399	21,599
歳入合計		30,900	△ 321	30,579

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 渡船管理事業費		29,900 千円	△ 321 千円	29,579 千円
	1 渡船管理事業費	29,900	△ 321	29,579
歳出合計		30,900	△ 321	30,579

議案第7号

令和2年度松山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和2年度松山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表繰越明許費補正」による。

令和3年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 繰越明許費補正（松山市後期高齢者医療特別会計）

1 追加

款	項	事業名	金額
1 総務費	1 総務管理費	後期高齢者医療運営管理事業	10,000 千円

議案第8号

令和2年度松山市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和2年度松山市公共下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和2年度松山市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（項目）	（補正前）	（補正後）
（4）主要な建設改良事業		
中央・西部・北部・北条・上野処理区 管渠整備事業	2,123,031千円	2,148,031千円
中央浄化センター建設事業	1,034,600千円	1,135,900千円
雨水管渠等整備事業	767,835千円	1,004,835千円
管渠改良事業	542,225千円	743,495千円
西部浄化センター建設事業	237,892千円	267,192千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,677,020千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額329,563千円、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金5,347,457千円で補てんするものとする。」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,814,820千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額329,563千円、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金5,485,257千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	11,191,065千円	514,200千円	11,705,265千円
第1項 企業債	6,931,000千円	213,200千円	7,144,200千円
第4項 国庫補助金	1,926,733千円	301,000千円	2,227,733千円
	支	出	
第1款 資本的支出	16,868,085千円	652,000千円	17,520,085千円
第1項 建設改良費	6,519,473千円	652,000千円	7,171,473千円



(企業債の補正)

第4条 予算第6条で定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 4,440,000	1 借入先 財務省, 地方 公共団体金融機 構その他  2 借入方法 普通貸借又は 証券発行の方法 による。  3 借入時期 令和2年度。 ただし, 工事又 は財政の都合に より起債額の全 部若しくは一部 を翌年度に繰り 越し借入れする ことができる。	年10% 以内 (ただし, 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金及び地 方公共団体 金融機構資 金等につい て, 利率の 見直しを行 った後にお いては, 当 該見直し後 の利率。)	1 償還期限 40年以内(内据 置5年以内) 2 償還額及び財源 一般財源及び事業 収入等により元利均 等又は元金均等償還 する。ただし, 必要 に応じ繰上償還, 償 還期限の短縮又は低 利債に借換えするこ とができる。 3 財務省, 地方公共 団体金融機構その他 より借り入れる場合 において前各号の償 還の方法が借入先の 融通条件に抵触する ときは, その融通条 件によることができ る。	千円 4,660,000	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ

令和3年2月17日提出

松山市長 野 志 克 仁

